

阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

基本計画

【第2版】



令和8年6月
阿賀野市
Agano City

目次

I	阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画について	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の構成	2
4	計画期間について	2
II	デジタル化の現状と課題について	3
1	国の動向	3
2	新潟県の動向	8
3	阿賀野市の現状と課題	10
III	阿賀野市のDX推進に向けて	11
1	目指す姿	11
2	基本方針	11
IV	推進体制	14
◆用語解説◆		16

I 阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画について

1 策定の背景と趣旨

近年のインターネット等の情報通信技術の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。特にパソコンやスマートフォンの普及により、インターネットを利用して多様で大量の情報を取得、発信することが可能となり、仕事や娯楽など、私たちの日常の生活や行動様式にも大きな変化をもたらすとともにデジタル技術を活用した新たなサービスは、とても身近なものとなっています。

一方で、我が国においては、少子高齢化や人口減少が進展し、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大などといった社会的課題が顕著になってきており、今後においても、課題の更なる深刻化が懸念されています。

また、地方公共団体においては、職員数が制約される状況の中で、多様化、複雑化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な形で行政サービスを提供し、住民福祉の水準を維持することが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、私たちの暮らしや働き方等についても大きく変容することとなりました。

この結果、社会経済活動の中では、オンライン会議やモバイルワーク、キャッシュレス決済などデジタル技術を使った「ニューノーマル（新たな日常）」を支えるサービスが拡大し、必要不可欠なものとなっています。

こうした背景を踏まえ、本市におけるデジタル化対応の方向性を示すとともに、様々な行政課題に対し、デジタル技術を活用した業務改革の推進、住民サービスの向上、そして持続可能なまちづくりの実現等を図る観点から、「阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」を策定し、高度化・多様化が求められる住民サービスの提供実現を目指すものです。

2 計画の位置づけ

令和7年3月に策定した「阿賀野市総合計画 2025-2032 基本計画 2025-2028 期」においては、まちづくりの目標である「住み良い、いきいき元気なまち」を実現するため各施策を推進するための視点に「デジタル活用」を掲げているほか、基本事業の一つに「行政のデジタル化の推進」を掲げ、情報通信技術等の利活用により、市民生活の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることとしています。

「阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」は、阿賀野市総合計画の個別分野計画として位置づけ、デジタル化の推進で総合計画を支える役割を担うこととします。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）第9条第3項の規定に基づく、本市の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けるものとします。

3 計画の構成

昨今のデジタル化に関わる技術やサービス等の進展や変化は著しく、その将来を見通すことは難しい現状にあり、中長期的な計画を策定しても、社会の実情と計画とが大きく離れ、計画の意義や実効性が損なわれることが懸念されるとともに、計画策定時では顕在化していなかった大規模な制度改正等の流動的な動きに柔軟に対応できないことが想定されます。

こうした理由から、今後のデジタル化の推進に向けた計画は、急速に進展する高度情報化社会において、本市のデジタル化を着実に進めるための基本的な考え方や方向性を記載した「基本計画」と、「基本計画」の着実な推進を図るための具体的な取組みを記載した「実施計画」で構成することとし、「実施計画」については、社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら取組を推進するため、事務事業をベースに各業務担当課等の取組を取りまとめ、原則として毎年内容を更新することとします。

4 計画期間について

総務省が令和8年1月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】」において、自治体DXの重点取組事項について、5年間を目途に自治体の主な取組スケジュールを設定し、毎年度更新することが示されており、本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や技術動向等の変化に対応できるよう、周辺環境に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

Ⅱ デジタル化の現状と課題について

1 国の動向

国においては、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の施行及び「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」を設置、「e-Japan 戦略」の策定以降、我が国の情報通信基盤の高度化及びデジタル化の推進に関する各種施策が段階的に講じられてきました。

その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」、「IT新改革戦略」を経て、平成25年には「世界最先端IT国家創造宣言」の発表、更に平成28年1月には第5期科学技術基本計画が閣議決定され、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society5.0」が提唱されました。

なお、平成28年12月には「官民データ活用推進基本法」が制定され、市町村に対してデジタル化を進めるための計画策定を努力義務とされました。

令和3年9月には、デジタル社会の実現に向けた司令塔としてデジタル庁が発足し、行政のデジタル化の推進、情報システムの標準化・共通化、データ連携基盤の整備、マイナンバー制度の利活用の推進等が一体的に進められてきました。

また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、随時改定が行われており、行政手続きのオンライン化の原則徹底、情報システムのクラウド化の推進、ガバメントクラウドの整備等の取組が全国的に進められています。

更に令和4年以降には、「デジタル田園都市国家構想」が掲げられ、デジタル技術の活用により、地域間格差の是正及び地域課題の解決、地方創生の実現を図ることとされ、当該構想の下、スマートシティの推進、地域データ連携基盤の構築、デジタル人材の育成・確保等の施策が展開されています。

加えて、近年の生成AI等の先端技術の進展を踏まえ、国においては、当該技術の適切な利活用とリスク管理の両立を図るための環境整備が進められており、行政分野における業務効率化や住民サービスの高度化に資する取組が推進されています。

地方公共団体に対しては、総務省が令和8年1月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】」に基づき、行政手続きのオンライン化、基幹業務システムの標準化・共通化、AI・RPA等の活用による業務効率化、データに基づく政策立案（EBPM）の推進、情報セキュリティ再作の強化等について、計画的かつ着実に取り組むことが求められています。

これらの取組を通じ、住民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るとともに、限られた人的資源を有効に活用し、より質の高い行政サービスの提供に繋げていくことが重要となっています。

（１）官民データ活用推進基本法について

官民データ活用推進基本法第9条第3項では、官民が保有するデータを活用し、国民の生活を豊かにすることを目指し、地方公共団体が取り組むべき基本的な施策を「市町村官民データ活用推進計画」として定めることを努力義務として求めています。

■市町村官民データ活用推進計画に盛り込むべき基本的な方針

- ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組
→ 行政手続等のオンライン化原則
- ② 地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等に係る取組
→ オープンデータの推進・データの円滑な流通の促進
- ③ 個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等に係る取組
→ マイナンバーカードの普及・活用
- ④ 利用の機会等の格差の是正に係る取組
→ デジタルデバイド対策
- ⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組
→ 情報システム改革・BPR（業務の見直し）

「市町村官民データ活用推進計画」は、官民データの利用環境の整備促進を図り、行政の事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することを目的としています。

また、官民データの活用により得られた統計や業務データ等を用いたEBPMによる効率的かつ効果的な行政の推進、全ての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せずその便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会の実現も期待されています。

（２）自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画について

政府の「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年１２月２５日閣議決定）において、自治体の情報システムの標準化・共通化等、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとしています。

これを受けて、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」として策定（令和２年１２月２５日）しました。

その後、継続的な見直し等を行い、令和８年１月には最新版となる「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第５．１版】」として改定されています。

当該計画で定められた、DXを進める前提となる考え方や推進体制の構築、重点取組事項等は以下の通りです。

【D Xを進める前提となる考え方】

（１）B P Rの取組の徹底

既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築する取組（B P R）を行うことが重要とされる。

（２）自治体におけるシステム整備の考え方

自治体それぞれが個別にアプリケーションを整備していくことは必ずしも持続可能と言えず、自治体間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域または全国的な規模で共同して利用していくことが重要とされる。

（３）オープンデータの推進・官民データ活用の推進

デジタル庁では、令和6年度に「オープンデータ基本指針」を改正し、自治体向けガイドラインを一本化したことに合わせ、自治体でも利用可能な「公共データ利用規約」や「自治体標準オープンデータセット」を整備し、利用者が二次利用・利活用しやすい環境づくりを進めている。

【D X推進体制の構築】

（１）組織体制の整備

D Xの取組を推進するには、効果的な全庁的・横断的な推進体制の構築が必要不可欠とされる。

（２）デジタル人材の育成・確保

人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な人材育成や、外部人材の活用を含め、計画的な人材確保に取り組むことが望ましいとされる。

（３）計画的な取組

自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画で示す取組を一定の期間の中で実現するには、現行のシステム調査や、スケジュール策定をはじめとする計画的な導入に向けた検討を行うことが求められている。

（４）都道府県と市区町村の連携による推進体制の整備

全国的にデジタル人材が不足する中、個別の市区町村のみでは、D Xを円滑に推進する体制が十分に確保できない現状を踏まえ、都道府県が市区町村と連携したD X推進体制の構築が重要とされる。

【重点取組事項】

（１）自治体フロントヤード改革の推進

行政サービスの持続可能性と利便性の向上を両立させるため、行政手続のオンライン化にとどまらず、「書かないワンストップ窓口」の導入等によって、住民と行

政の接点であるフロントヤードの抜本的な改革を推進し、住民の負担軽減と手続の簡素化を図るとともに、業務の効率化を推進する。

（２）地方公共団体情報システムの標準化

標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律）に基づく基本方針の下、基幹系２０業務システムについて、標準準拠システムへ移行を図る。

（３）「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

人口減少社会に対応するため、国と地方が連携して行政システムの共通化と標準化を進め、データ活用や共同調達により効率的で柔軟かつ持続可能な公共サービスの実現を目指す。

（４）公金収納におけるe L－Q Rの活用

２０２４年６月の「規制改革実施計画」に基づき、国と自治体は公金収納の効率化と納付利便性向上のため、e L T A Xと「地方税統一Q Rコード（e L－Q R）」を活用した納付を拡大し、２０２６年９月以降その本格導入と対象公金の拡大を図る。

（５）マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードの取得を希望する国民が円滑にカードを取得できるよう、申請・交付体制を整備するとともに、各種カードとの一体化や行政手続の更なるオンライン化・デジタル化等による利便性向上に向けた環境整備を推進する。

（６）セキュリティ対策の徹底

セキュリティ基盤の強化のための更なる取組を進めるとともに、脆弱性対処能力の向上を図るなど、更なる安全性の確保に向けた取組を推進する。

（７）自治体のA Iの利用推進

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（A I法）の趣旨を踏まえ、地域特性を生かしつつ生成A I等の導入・活用を推進し、業務効率化と行政サービスの向上を図るとともに、ガイドライン整備等により適正利用とリスク管理の徹底を図る。

（８）テレワークの推進

テレワーク導入先進事例や情報セキュリティポリシーガイドライン、テレワークセキュリティガイドライン等を参考に、情報セキュリティを確保した上でテレワークの導入・活用を推進し、人材確保・育成、働き方改革、業務効率化、行政サービスの向上を図る。

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】

（１）デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

地域ごとの課題に応じてAIやDX・GXなどの新技術を活用した施策を企画・実施し、他地域の事例も踏まえつつ連携してデジタル実装を推進する。

（２）デジタルデバйд対策

地域の関係者と連携して住民へのデジタル活用支援（講座や相談対応）を行うとともに、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた周知・啓発を推進する。

（３）デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

国のデジタル原則に基づき、条例や行政手続の見直しとデジタル化を進め、共通基盤の活用や民間連携を通じて行政サービスと業務の効率化を推進する。

2 新潟県の動向

新潟県では、令和3年に設置した「新潟県デジタル改革実行本部」の下で、デジタル化を通じて地域の生産性や利便性を飛躍的に高め、活力ある豊かな社会を実現するための変革が推進されています。

令和7年3月に策定された新潟県総合計画においては、「デジタル改革を通じた生産性向上や社会課題の解決等」を新しい重要課題として位置付けられ、「デジタル改革の実行方針」に基づき具体的な施策を推進していくこととしており、県民目線のデジタル改革により、県経済の持続的な発展と、県民の幸福な生活を実現するため、3つ分野（暮らし・産業・行政）を柱に一体的に進められています。

「デジタル改革の実行方針」の概要

【デジタル改革の基本原則】

- (1) 暮らしや産業におけるデジタル改革の推進に当たっては、市町村や民間企業との幅広い連携のもとで、政策やビジネスの現場を踏まえた課題解決に取り組む側と、デジタル技術の面で知見を有する側が有機的につながり、PDCAを回しながら価値を生み出すことを目指す。
- (2) 既存の業務を単にデジタル化することは避け、デジタルを前提とした業務効率化、サービス利用者（県民、事業者）の利便性向上、データ利活用の観点から、業務を見直す。
- (3) 行政におけるデジタル改革に当たっては、全庁的なシステムの統一化・最適化や部局間のデータ連携が極めて重要であり、部分最適に陥ることなく、統一的な計画のもとで全体最適を目指す。
- (4) 各取組の実行に当たっては、県庁におけるデジタル人材の育成・確保につながるよう外部人材と職員の共同作業により知識や検討手法の習得ができるようにする。
- (5) デジタル技術・データの利活用に当たっては、サイバーセキュリティの確保及び個人情報の保護、その他安心して情報の利活用ができるよう対策を徹底する。

【デジタル改革の実行方針】

- (1) 市町村・民間とともに暮らしを変革する（暮らしにおけるデジタル改革）
 - 人口減少や地理的課題に対応し、地域で自立した豊かな暮らしを維持する。
 - 市町村や民間と連携し、デジタルと地域資源を活用した新たな仕組みを推進する。
 - 交通・教育・医療・防災などの公的サービスを、迅速な改善を重ねながら変革する。
- ア 分野の特性と多様な生活様式に応じたデジタル改革

- イ 医療・福祉のD X推進
- ウ G I G Aスクール構想と校務D Xの推進
- エ 確実な避難行動と被災者支援を実現するためのD X推進
- オ 持続可能な地域交通の確保
- カ 県民が安心して暮らせるための警察行政のD X推進
- キ 鳥獣被害対策
- ク 公共インフラにおけるデジタル技術の活用
- ケ 県民の脱炭素行動の推進
- コ 文化・スポーツのデジタル活用
- サ デジタルデバイド対策
- シ マイナンバーカードの利活用促進
- ス 市町村との協働による施策展開

(2) 挑戦する企業等を後押しして産業の変革につなげる（産業におけるデジタル改革）

- 県内産業のD Xを促進し、県内産業が抱える課題を解決しつつ、より付加価値の高い産業構造に転換していく。
 - ア 県内産業のD X推進
 - イ 電子入札、電子契約及び電子請求書の利用の推進
 - ウ w e b 3の推進

(3) 自らが仕事とサービスを変革する（行政におけるデジタル改革）

- 県民・事業者が、パソコンやスマートフォン等を使って時間や場所の制約なく行政サービスを選択することができる、より身近な行政へ変革する。
- 「紙」を中心とした仕事を見直し、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる働き方を実現し、県庁の職場風景を一新する。
 - ア 県民目線の行政サービスの変革
 - （行政手続を「原則：紙」から「原則：オンライン」へ）
 - イ 働き方の変革（効率的で質の高い働き方による行政サービスの更なる向上）
 - ウ 行政データの利活用
 - エ 全庁的な情報システム最適化による効率的なシステム運営
 - オ 標準化された情報システムの活用（クラウドの積極的活用）
 - カ 人材確保・育成
 - キ データの利活用で業務の効率化・高度化

3 阿賀野市の現状と課題

阿賀野市では、人口減少と少子高齢化が今後も継続する見通しとなっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年には人口が現在より大幅に減少し、3万人台前半となることが見込まれており、特に若年層の減少と高齢化の進行が地域の活力や生産年齢人口の縮小に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、本市は合併前の旧町村ごとに整備された公共施設やインフラを多く抱えており、昭和40年代に整備された施設を含めて老朽化が進行しており、今後、小中学校や社会教育施設、上下水道などの更新や長寿命化に係る費用が集中することが見込まれ、人口減少に伴う利用需要の減少と維持管理コストの増加が同時に進むという構造的な課題に直面することが想定されます。

財政面でも、現時点では健全性は維持されているものの、今後は人口減少による税収の減少に加え、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加が見込まれ、さらに、広域ごみ処理施設の整備に伴う負担金や、市民病院建設に係る市債償還の本格化、公共施設の大規模改修などの財政需要が重なることで、中長期的には財政状況が厳しさを増すことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、国が示す「自治体戦略2040構想」にもあるように、今後の自治体運営には従来型の業務体制の維持は困難になると考えられており、このため本市においても、AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務の効率化を進めるとともに、職員が政策形成や住民サービスの質的向上といった本来業務に注力できる「スマート自治体」への転換が求められています。

今後は、限られた経営資源の中で持続可能な行政運営を実現するため、公共施設の統廃合や機能集約、広域連携の推進、デジタル化による行政改革などを総合的に進め、人口減少社会に対応したまちづくりへと転換していくことが重要な課題として挙げられます。

Ⅲ 阿賀野市のDX推進に向けて

1 目指す姿

人的・財政的な経営資源が縮小する中で、医療・福祉・産業などの生活機能を確保するとともに、将来にわたって市民生活に不可欠な行政サービスを提供し、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

そのため、目指す姿を以下のとおり定め、デジタル技術をあらゆる分野に積極的に活用することを視野に入れながら総合的な施策を研究・立案し、事業者・関係機関等とも連携を図りながら、地域課題の解決や官民サービス水準の向上に取り組みます。

目指す姿

**デジタル技術の活用により、市民一人ひとりがいきいきと
安心して暮らせるまち**

2 基本方針

目指す姿を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき、デジタル化に向けた取組を推進していきます。

(1) 暮らしの利便性の向上

若者から高齢者まで、市民の誰もが時間や場所にとらわれることなく行政サービスを享受できる環境の整備や、誰もが簡単に必要な情報を取得できる仕組みづくりを進めるなど、市民サービスの水準や利便性の向上を図ります。

【主な取組】

①自治体フロントヤード改革の推進

行政手続オンライン化の推進や住民視点に立った行政サービスの再設計を行い、住民の利便性向上と職員の負担軽減を図る取組を進めます。

②公金収納におけるeL-QRの活用

公金収納におけるeL-QRの活用を推進し、住民の利便性向上を推進するとともに、市の収納事務の効率化を図る取組を推進します。

③マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードの普及促進に努め、マイナンバーカードを利用する機会の拡充を図るため、市独自の活用策や民間サービスとの連携などを通じて、マイナンバーカードの利便性を向上させる取組を推進します。

④デジタル技術の活用による情報提供の最適化

S N Sなどのツールを活用しながら、防災情報や行政手続案内の即時配信、多言語対応といった利用者属性に応じた情報発信の充実を図り、市民一人ひとりに適切な情報を迅速かつ分かり易く提供する取組を推進します。

(2) 行政運営の効率化

デジタル技術の活用により、事務の自動化・省力化を図るとともに、情報システムの安定的な運用とセキュリティの確保に努めながら、行政運営の効率化を図ります。

【主な取組】

①情報システムの標準化

基幹系20業務システムについて、安全かつ確実に標準準拠システムへの移行を行い、行政サービスの効率化や住民利便性の向上を図ります。

②「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

デジタル共通基盤の整備・運用による行政サービスの効率化やコスト削減を推進するとともに、地域課題に応じた質の高い住民サービスの提供を目指します。

③自治体のA Iの利用推進

より効率的で迅速な行政運営を目指し、行政手続の効率化や住民サービスの向上のため、A I活用を推進します。

④業務の省力化、効率化を図るためのデジタル技術の導入

業務処理の効率化や人的ミスの削減、迅速な行政対応の実現を目指し、住民サービスの向上や業務負担軽減を図るために必要となるデジタル技術の導入を推進します。

⑤セキュリティ対策の徹底

職員研修やインシデント対応体制整備などを推進し、情報セキュリティ対策について継続的かつ適切な強化と徹底を図ります。

⑥デジタル人材育成

D X推進のため、職員のデジタルリテラシー向上やデータ活用能力の強化を目的に、研修・eラーニング・外部専門人材との協働などによって職員の育成を行います。

⑦テレワークの推進

災害発生時等においても、行政機能が維持できる体制や職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方の実現に向け、市の行政運営に見合うテレワークの環境整備を図ります。

(3) 社会課題の解決、新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用

更なる進化が期待されるデジタル技術を活用しながら、少子高齢化や人口減少等の影響により深刻さを増している社会的課題の円滑な解決を図るとともに、地域の元気と活力に繋がる新たな価値の創出に取り組みます。

【主な取組】

①デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

地域のDX推進や住民サービスの高度化などを通じて、地域社会全体のデジタル化と効率的な行政運営の実現を図ります。

②デジタルデバйд対策の推進

市民誰もがデジタルを活用し、安全に安心して暮らせるよう、パソコンやスマートフォン等の操作方法やオンラインによる行政手続、サービスの利用方法などにおいて、情報格差の解消と行政サービスへのアクセス向上を図る取組を進めます。

③デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

行政手続の効率化と住民サービス向上を目的に、デジタル原則に基づき、対面・書面・押印を前提とした規制や手続の点検を行い、オンライン化・標準化・ワンスオンリーの観点から見直しを進めます。

Ⅳ 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内横断的な取組が必要とされることから、市長を本部長とし、部長級以上の職員で構成する「デジタル化推進本部」を設置します。

「デジタル化推進本部」には、最高情報統括責任者（副市長。ただし、不在の場合は、総務部長）を置き、デジタル化推進に向けた全庁的な方向性を決定するとともに、デジタル・トランスフォーメーション推進に係る分野横断的な連絡調整や進行管理、計画の進捗状況等に係る評価を行います。

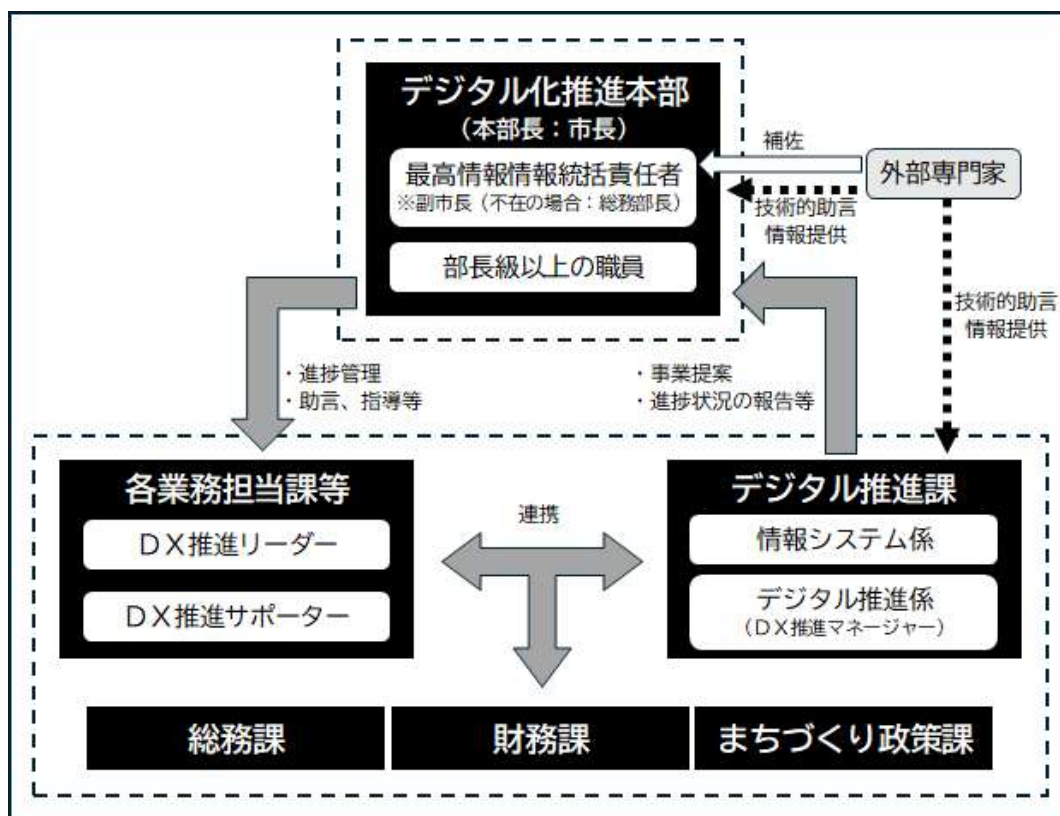
業務担当課等においては、個別の取組（事務事業等）の組み立てを行うとともに、事務事業等の実施主体となって、デジタル活用の取組を主体的に推進します。

なお、各業務担当課等には、各所属長の指名に基づき、役職に関わらない「DX推進リーダー」を置くとともに、必要に応じ、リーダー活動をサポートする「DX推進サポーター」を置けることとし、各業務担当課等におけるデジタル技術の理解促進に向けた役割を担うこととします。

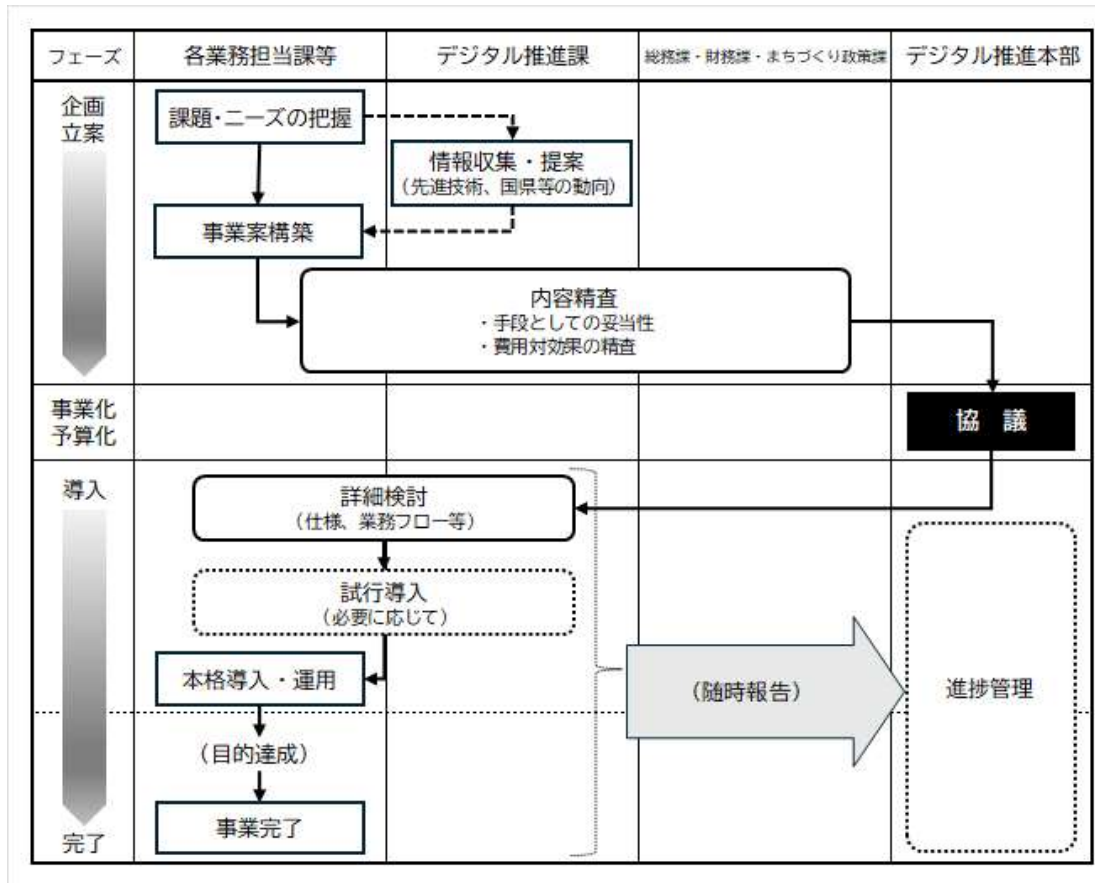
そして、リーダー及びサポーターの活動を推進する役割を担うマネジメント役として、デジタル推進課のデジタル推進係員を「DX推進マネージャー」とします。

また、デジタル・トランスフォーメーション推進に向けた外部専門家を置くこととし、外部専門家は、最高情報統括責任者を専門的知見から補佐する役割を担うとともに、デジタル化推進本部や各業務主管課等に対して、デジタル技術の活用に向けた情報提供や技術的助言を行うこととします。

【推進体制図】



【事業化プロセスフロー（イメージ図）】



◆用語解説◆

【数字・アルファベット順】

●A I

Artificial Intelligence の略。人工知能ともいい、人間の脳で行っている学習、推測、分析、判断などの知的な作業をコンピュータ上で実現させようとする技術のこと。

●B P R

Business Process Re-engineering の略で、既存の組織やルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体を再構築すること。

●E B P M

Evidence Based Policy Making の略で「証拠に基づく政策立案」と訳されている。政策の企画立案の目的を明確したうえで、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づき行うこと。

●e L T A X

地方税の申告や申請・届出、納税手続きをインターネット経由で電子的に行える「地方税ポータルシステム」のこと。地方税共同機構が運営し、法人住民税や固定資産税、個人住民税（特別徴収）などの手続きを紙の書類無しで一括してオンラインで完了できる。

●e L - Q R

地方税の納付書に印字された「地方税統一QRコード」のこと。スマートフォン決済やクレジットカード、インターネットバンキングで、いつでもどこでも 24 時間キャッシュレスで税金を納付できる仕組み。

●G I G Aスクール構想

文部科学省が 2019 年に提唱した、1 人 1 台の端末と高速通信ネットワークを学校に整備する教育 I C T 環境整備計画のこと。

●G X

Green Transformation の略。化石燃料中心社会をクリーンエネルギー（太陽光、風力、次世代技術など）へ転換し、脱炭素（カーボンニュートラル）と経済成長を両立させるための社会・産業構造の変革のこと。

●I C T

Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。「I T」が、コンピュータ関連技術そのものを指す一方、「I C T」はその技術の活用に着目する意味合いがある。

●P D C A

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのステップを循環させ、業務効率や品質を継続的に向上させるフレームワークのこと。

●RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人が行っていたパソコン上の定型的な事務作業等をソフトウェアで自動化する行為や技術のこと。

●SNS

Social Networking Service の略。コミュニティ型のウェブサイトで、インターネット技術を利用して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。代表的なサービスとして、Facebook、Instagram、LINE、X などがある。

●Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心社会のこと。

●web3

ブロックチェーン技術を基盤とした特定の巨大IT企業による中央集権型な管理から脱却した分散型インターネットの次世代概念のこと。

【五十音順】

●インシデント

重大な事故（アクシデント）には至らないものの、将来的に問題へ発展する可能性のある出来事や事件、事象のこと。

●インターネット

全米科学財団（NSF）が構築した研究開発用ネットワーク「NSFNET」を原型としたネットワークで、ほぼ全世界にまたがるコンピューターネットワークの集合体のこと。現在では、パソコンや周辺技術、通信網の普及・発達により、巨大な通信インフラとなっている。

●ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者を含む全ての人が、年齢、身体的制約、利用環境に関係なく、Webサイトやアプリで提供される情報や機能を支障なく利用できる状態のこと。

●オープンデータ

公的機関や事業者が保有する官民データのうち、インターネット等を通じて、誰もが容易に編集や加工等がしやすい形式で、広く一般に公開されたデータのこと。

●オンライン化

パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。また、「行政手続のオンライン化」とは、従来紙の書面によって行われていた手続をパソコンなどの操作により行えるようにすることを指す。

●オンライン会議

パソコンやタブレットなどを用いて、映像・音声のやり取りや資料の共有などをインターネットを介して行うこと。

●ガバメントクラウド

デジタル庁が主導する政府や地方自治体が共通で利用するセキュアで柔軟なクラウド基盤のこと。

●官民データ活用推進基本法

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として平成28年12月に施行された法律

●基幹系20業務

各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性向上、及び行政運営の効率化の観点から、国による業務システムの標準化の対象とされている業務のこと。具体的には、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の20業務が対象とされている。

●キャッシュレス決済

クレジットカードや電子マネー、デビットカードなどを用いることで、現金を用いずに決済ができる仕組みのこと。

●クラウド

インターネット等のネットワーク上に存在するサーバの機能であり、どこからでも必要ときに必要な機能を利用できるコンピューターネットワークの利用形態のこと。

●サイバーセキュリティ

コンピュータ、ネットワーク、デジタルデータを不正アクセス、破壊、盗難、改ざんなどのサイバー攻撃から守るための包括的な技術・組織的対策のこと。

●情報セキュリティポリシー

組織が情報資産（個人データ等）を不正アクセスや漏えいなどの脅威から守るために定めた、総合的な方針・ルール・行動指針のこと。

●スマートシティ

情報通信技術や各種の官民データを活用した市民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供や各種分野におけるマネジメントの高度化等を通じて都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域のこと。

●スマート自治体

デジタル技術を活用し、事務処理の自動化・標準化を進めることで、行政サービスを効率化・高度化する自治体のこと。

●スマートフォン

従来の携帯電話が有する通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯端末のこと。インターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワークを通じて利用するほか、無線 LAN に接続して利用することも可能。

●生成 A I

膨大なデータを学習し、テキストや画像、動画、音楽などのオリジナルコンテンツを自動で生成する人工知能技術のこと。

●デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方を変革していくこと。

●デジタル原則

日本のデジタル社会の実現に向けて、行政や規制の構造改革を推進するため、共通指針として政府が策定した基本原則のこと。

●デジタル・トランスフォーメーション（DX）

進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。英語表記は、「Digital Transformation」となるが、英語圏では、「Trans」を「X」と略す表記が一般的であるため、「DX」の略称が使われている。

●デジタルデバйд

「情報格差」と訳され、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる生活の利便性や経済的な格差のこと。

●テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

●標準準拠システム

国が定めた統一的な標準仕様書に基づいて、構築・改修された行政業務システムのこと。

●フロントヤード改革

住民と行政の接点（窓口や申請手続）をデジタル化・最適化し、利便性向上と業務効率化を目指す取組のこと。

●マイナンバーカード

マイナンバー制度において発行され、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）、顔写真などを券面に表示するとともに、これらを IC チップに記録する IC カードのこと。

●モバイルワーク

ノートパソコンやタブレット、スマートフォンなどの携帯端末を活用し、時間や場所にとらわれずに業務を行う働き方のこと。

●ワンスオンリー

一度提出した情報は、再度の提出を不要とする仕組みのこと。

●ワンストップ窓口

転入・転出、出産、お悔やみなどの複数の関連手続を 1 つの窓口でまとめて完結させる行政サービスのこと。

阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
基本計画
【第2版】

令和8年6月 策定

発 行 阿賀野市

企画・編集 総務部 デジタル推進課

〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL : 0250 - 62 - 2510
FAX : 0250 - 61 - 2037